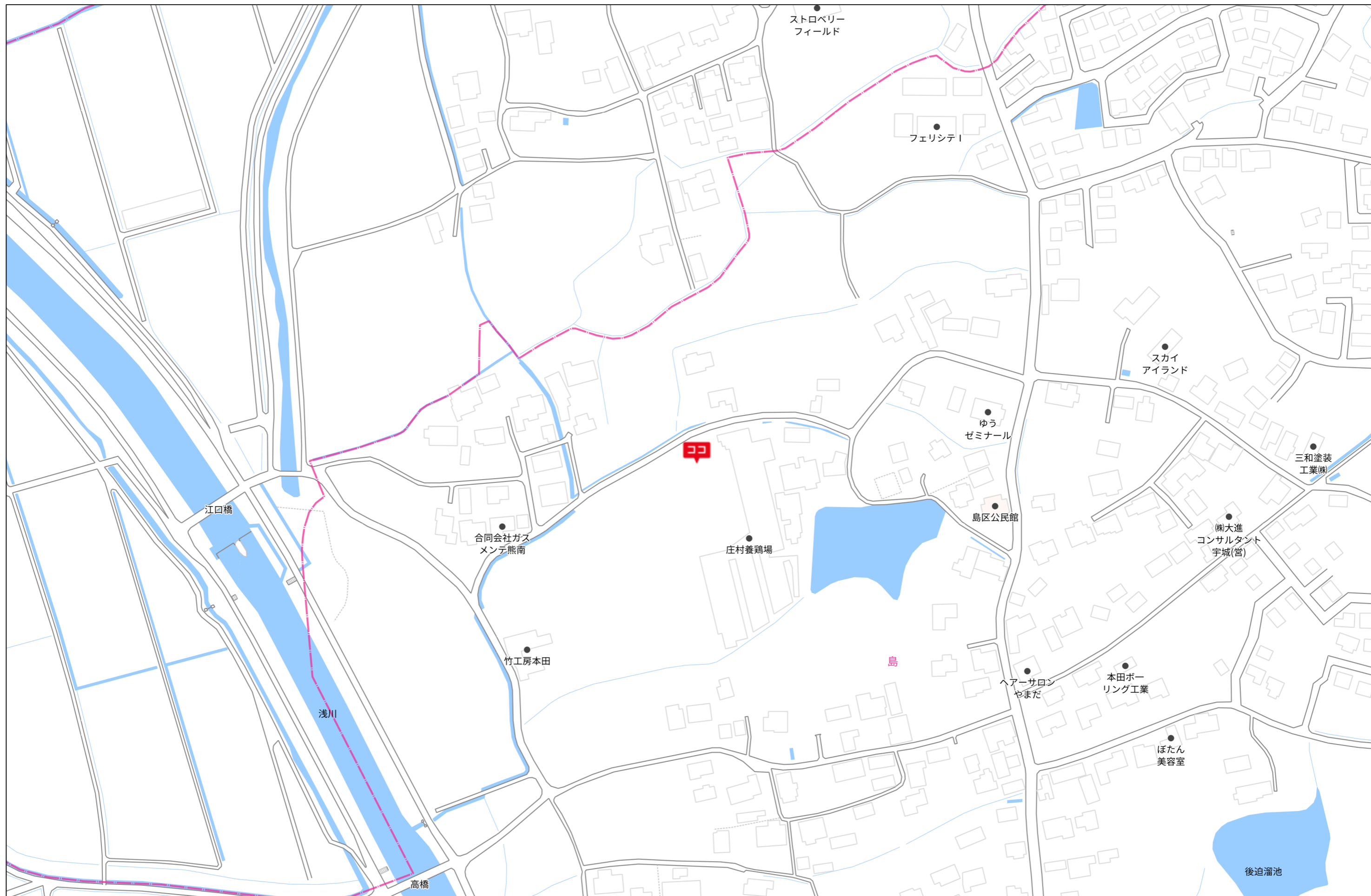


物件概要書

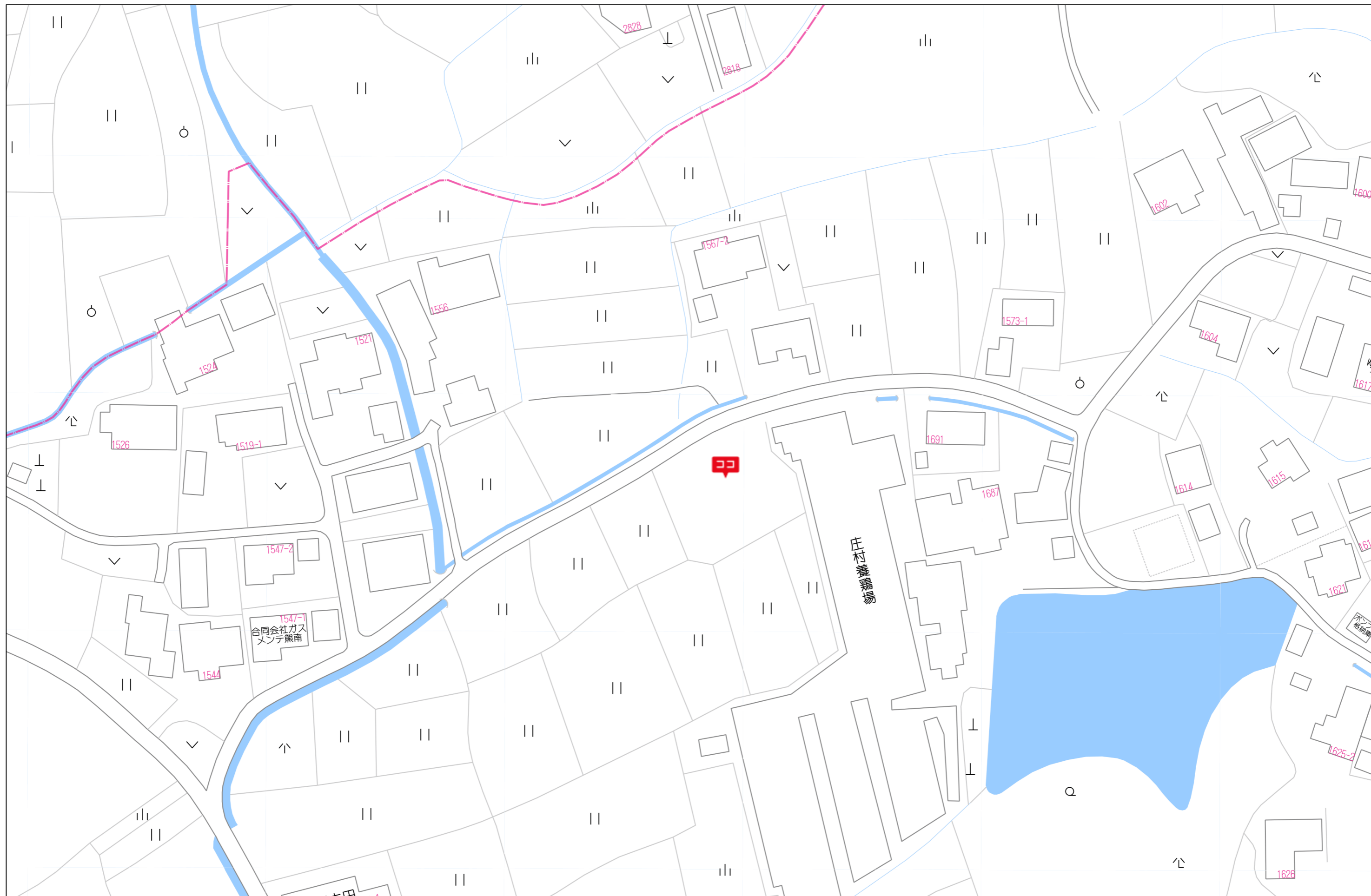
種別	売地
物件名	松橋町西下郷 土地
価格	90万円
所在地	宇城市松橋町西下郷1693番1、1728番1
交通	J R鹿児島本線 松橋 徒歩35分
土地面積	1,044.00㎡
私道負担	無
土地権利	所有権
建物面積	-
築年数	-
都市計画	非線引き区域
用途地域	指定無
地目	田
埋蔵文化財包蔵地	要確認
建ぺい率・容積率	70% ・ 200%
国土法	不要
道路幅員	北側 公道
電気	要確認
ガス	要確認
水道	無し
汚水・雑排水	無し
雨水	要確認
引渡し条件	現況
引渡し時期	要 相談
現況	更地
小学校	豊福小学校 約1,600m
中学校	松橋中学校 約1,800m
取引形態	一般媒介
手数料	33万円(税込)
情報公開日	令和8年4月

《お問合せ》 熊本県知事（12）第2019号
熊本市南区近見八丁目9番85号
新産不動産株式会社
TEL 096-312-5070



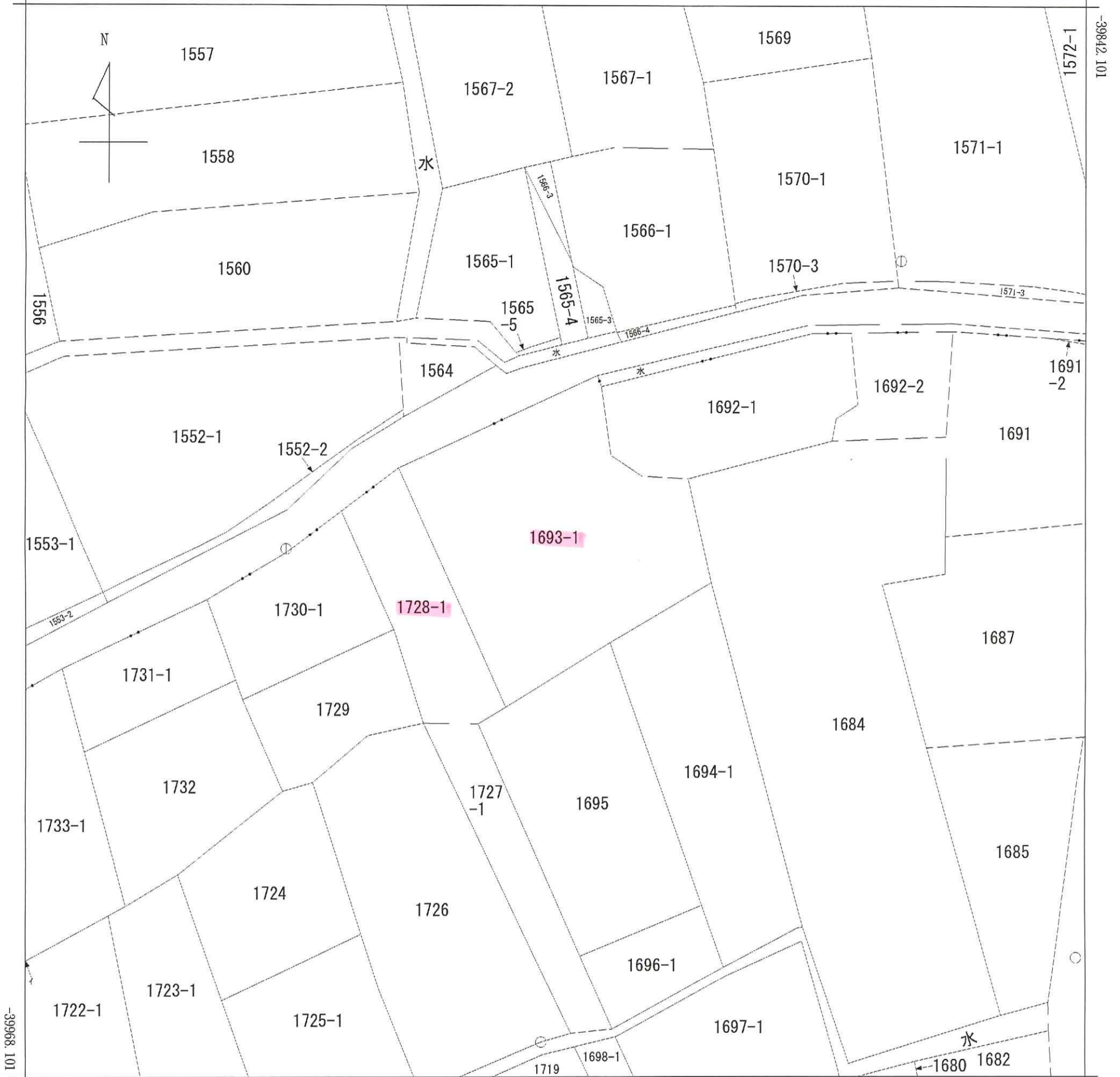
140m

1:2184



40m

1:950



-29217.047 (座標値種別：図上測定)

(注) 国土交通省国土地理院が公表した座標補正パラメータ(kumamoto2016_BL.par)による修正がされています。

地番区域見出
松橋町西下郷

請求部	所在	宇城市松橋町西下郷字塚田				地番	1693番1			
出力縮尺	1/500	精度区分	甲三	座標系番号又は記号	II	分類	地図(法第14条第1項)		種類	地籍図
作成年月日	昭和42年1月			備付年月日(原図)				補記事項		



2025/10/22 15:48 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年4月21日	不動産番号	3315000240998
地図番号	K53-2	筆界特定	余白		
所 在	下益城郡松橋町大字西下郷字塚田	余白			
	宇城市松橋町西下郷字塚田	平成17年1月15日行政区画変更 平成17年1月15日登記			
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	原因及びその日付〔登記の日付〕		
1693番1	田	859:	余白		
余白	余白	793:	③ 錯誤 国土調査による成果 〔昭和47年8月10日〕		
余白	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年4月21日		

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和42年6月14日 第2303号	原因 昭和36年9月4日相続 所有者 下益城郡松橋町大字西下郷1617番 地 大 嶋 永 之 順位4番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年4月21日
2	所有権移転	平成22年6月24日 第4775号	原因 平成22年4月28日相続 所有者 宇城市松橋町西下郷1617番地 大 嶋 貴 美 子
3	所有権移転	令和7年2月18日 第838号	原因 令和6年12月25日相続 共有者 熊本市北区麻生田五丁目25番31号 持分2分の1 大 嶋 永 俊 熊本県八代市高小原町1733番地6 2分の1 大 嶋 健 之

権 利 部 (乙 区) (所 有 権 以 外 の 権 利 に 関 す る 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
上	根抵当権設定	昭和13年12月20日 第2674号	原因 昭和13年12月19日設定 債権極度額 金5,500円 根抵当権者 熊本市紺屋町26番地 株 式 会 社 肥 後 銀 行 共同担保 目録第86-904号 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年4月21日
2	1番根抵当権抹消	令和6年2月13日 第1032号	原因 令和6年2月13日解除

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



2025/10/22 15:49 現在の情報です。

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成11年4月21日	不動産番号	3315000230214
地図番号	K53-2	筆界特定	[余白]		
所 在	下益城郡松橋町大字西下郷字塚田			[余白]	
	宇城市松橋町西下郷字塚田			平成17年1月15日行政区画変更 平成17年1月15日登記	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積	m ²	原因及びその日付〔登記の日付〕	
1728番1	田	214:		[余白]	
[余白]	[余白]	251:		③ 錯誤 国土調査による成果 〔昭和47年8月10日〕	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年4月21日	

権 利 部 (甲 区) (所 有 権 に 関 する 事 項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和42年6月14日 第2303号	原因 昭和36年9月4日相続 所有者 下益城郡松橋町大字西下郷1617番 地 大 嶋 永 之 順位4番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成11年4月21日
2	所有権移転	平成22年6月24日 第4775号	原因 平成22年4月28日相続 所有者 宇城市松橋町西下郷1617番地 大 嶋 貴 美 子
3	所有権移転	令和7年2月18日 第838号	原因 令和6年12月25日相続 共有者 熊本市北区麻生田五丁目25番31号 持分2分の1 大 嶋 永 俊 熊本県八代市高小原町1733番地6 2分の1 大 嶋 健 之

* 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人（所有者）の相続人からの申出に基づき、登記官が職権で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。